審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	法令番号	昭和３８年　法律第１５２号
手続名	不動産鑑定業者の登録	根拠条項	法第２２条第１ 項

審査基準

（登録の実施）

第２４条　国土交通大臣又は都道府県知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第１ 項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を不動産鑑定業者登録簿に登録しなければならない。

（登録の拒否）

第２５条　国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三　第１６条第５号又は第６号に該当する者

四　第３０第６号又は第４１条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者

五　第４１条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第２９条第１号に該当し、第３０条第１号又は第２号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

七　法人で、その役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者のあるもの

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　１４日 標準経由期間　日	目次No.	